# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.33

【事務局】 北海道立消費生活センター http://www.do-syouhi-c.jp (指定管理者(社)北海道消費者協会) 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

# 依然として多い架空請求・振り込め詐欺!!

近年、架空請求・不当請求や振り込め詐欺に関するその手口や対策などの情報も、一般に広く知られるようになりましたが、依然として相談は全国的にも多く寄せられています。なかなか無くならない「架空請求詐欺」・「振り込め詐欺」ですが油断をせずに、さらに啓発を積極的に取り組み、消費者被害をネットワークで未然に防いでいきましょう!

## 架空請求・不当請求の手口も多様化

「架空請求・不当請求」の相談は、一時的には減少しましたが、現在も悪質業者は、手口を次々と変えるなどし、全国的にも相談は多〈寄せられています。

最近の手口の傾向として、発信先が「日本消費者支援センター」、「財団法人 日本消費者支援センター」など、消費者センター等の公的な機関を思わせるような名称を使用しているものもあります。(事例は2ページ)

北海道のホームページでは、不当請求事業者名等の 情報提供をしていますのであわせてご参照ください。

(<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ska/syouhi/jyohote">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ska/syouhi/jyohote</a> ikyo.htm)

# 振り込め酢炊も増加!

振り込め詐欺に関しては、北海道警察本部に寄せられた平成21年度上半期の相談件数の結果によると一時的に増えた「融資保証金詐欺」や「還付金詐欺」などの相談件数は減ったものの、「架空請求」「オレオレ詐欺」による相談件数は増加しているとのことです。(詳細は3ページ)



特別相談「ネット副業&ネットトラブル 110番 』を札幌弁護士会と共同で実施

「オークションで落札したパソコンが届かない」、「家電販売のホームページを開設したが、一向に売れない」。インターネットを利用した商品取引や副業などのトラブルが増えていることから、道立消費生活センターと札幌弁護士会は特別相談「ネット副業&ネットトラブル110番」を下記の通り実施します。

主催者: 北海道立消費生活センター、札幌弁護士会

受付日時: 平成21年9月5日(土) 10:00~16:00

実施方法: 特設電話により無料で相談を受け付けます。( 面談による相談はできません)

特別相談専用電話番号 : 011 - 221 - 0999 ( 9月5日のみの特設電話となります)

《架空請求・不当請求事例》 連絡するべき?無視していいの?

『「北の〈らし」 433 相談事例より』



携帯電話に「調査会社」を名乗るところから「総合コミュニティーサイト」の未納料金を請求するメ ールが届いた。「連絡がない場合は身辺調査を開始し、裁判手続きを取る」という内容で、電話 連絡の指示と最終通告であることも書かれてあった。全く身に覚えがない。無視してもよいのか。 (30代 女性)



同一携帯電話会社同士の、電話番号でメール送信できる仕組みを悪用した架空請求だと思 われます。全く身に覚えがないのであれば無視しましょう。こちらから電話連絡をすると電話番号 や相手との会話の中から個人情報を知られる恐れがあります。「身辺調査」や「裁判手続きを始 める」という内容で、消費者の不安をあおっているのです。

裁判手続きが取られる場合は、裁判所から特別送達と書かれた封書が届きます。そのような 場合は無視せず、最寄りの消費生活相談窓口へ連絡してください。

> こんなの覚えがないけど、もし家まで 取り立てに来たらどうしよう?!

架空請求が横行している!!(\* 受け取ったらどうする!?



イラスト:国民生活センターHPより<sub>・</sub>



自宅のパソコンでインターネットを利用中に、アダルトサイトの無料動画が見られるというのでアク セスした。最初にチェック画面があり、「パソコンは業務用ではない」「未成年ではない」という項目 にチェックを入れた。すると突然「登録完了」という画面に変わり、料金が表示された。 支払い 期限は3日間とある。初めの画面に料金表示はなく、登録したつもりもないのでそのまま無視し てパソコンを閉じた。しかし、再びパソコンを起動させると請求画面が出てきてしまい消せない。 連絡した方がよいのか。(40代 男性)



画像や年齢確認などをクリックしただけで登録になり、不当に請求されるいわゆる「ワンクリック詐 |欺」だと思われます。「契約」は、当事者双方の間に申込みと承諾の意思表示が「合致」して成。 立となりますが、この事例は、「有料の動画サイト」であると認知した上で申し込んだとはいえず、 「契約」が成立しているとは考えられません。仮に事業者に契約は成立していると主張されても、 電子消費者契約法では、サイト側で契約の申込みの意思確認画面を設けていない場合は、 錯誤による無効を主張できる旨の規定があります。よって請求されても支払う必要はありませ ん。パソコンを立ち上げる度に出てくる請求画面は、悪質なプログラムが組み込まれたものと考え られます。消去するには特別な操作が必要です。独立行政法人情報処理推進機構の「コンピ 

#### 「北海道警察本部警察相談課より」

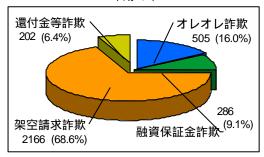
#### 1 振り込め詐欺に関する相談の受理状況

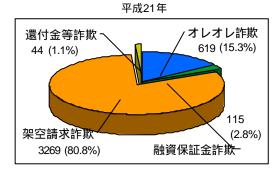
年	平成20年	平成21年	並生みよ
内容	上半期	上半期	前年対比
オレオレ詐欺	505	619	+ 114
架空請求詐欺	2,166	3,269	+ 1,103
融資保証金詐欺	286	115	- 171
還付金等詐欺	202	44	- 158
計	3,159	4,047	+ 888

全体的には、前年同期比、約1.3倍に増加している。

内容的には、「架空請求詐欺」 関係の相談数が激増したほか、 本年4月頃に集中的に発生し た「オレオレ詐欺」も増加の 傾向にある。

平成20年





相談者	<b>年代</b>	20歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60 ~ 65	65歳	不詳
相談内容		未満	代	代	代	代	歳未満	以上	7\ H
オレオレ詐欺	619	0	17	28	18	170	153	200	33
架空請求詐欺	3,269	57	283	482	641	552	342	744	168
融資保証金詐欺	115	0	13	26	29	23	9	9	6
還付金等詐欺	44	1	2	6	4	9	5	14	3
計	4,047	58	315	542	692	754	509	967	210

「オレオレ詐欺」は、息子を名乗る形態が多いため、20~30歳代の息子を持つ50歳以上の年代者からの相談が84.5%を占めています。

「架空請求詐欺」は、無差別に請求が行われているため、各年代から相談が寄せられています。

「融資保証金詐欺」は、融資を必要として自ら申し込みをした場合等に行われる例が多いことから、20~50歳の年代者からの相談が79.1%を占めています。

「還付金等詐欺」は、年金や税金などの還付金を装うため、65歳以上の方からの相談が一番多く、50歳以上の年代者からの相談が63.6%を占めています。

### 2 平成21年上半期の相談にみる振り込め詐欺などに関する相談の特徴・傾向

警察官を名乗り(装い)、口座番号や暗証番号を聞き出そうとする電話 4月中、全道から72件の相談が寄せられました。内容は「・・警察署の・・と 言います。泥棒を捕まえたら、あなたの貯金通帳を持っていました。」などと言 って、巧みに個人情報を聞き出したり、振り込みを指示するものです。

#### 悪質商法

生鮮食品(カニなど)を勝手に送りつけ、法外な代金を請求する業者の相談や、 一部マスコミでも取り沙汰されたような中古車売買を巡るトラブル(代金を渡したが納車されない等)相談が後を絶ちませんので、注意して下さい。

9月11日は「警察相談の日」です。相談専用電話「 9110」番を気軽にご利用下さい。【北海道警察本部総務部警察相談課】

# 「振り込め詐欺」被害防止のためのメッセージ ~家族の絆を深めて被害防止を~

道内における「振り込め詐欺」の被害は依然として後を絶たず、今年6月末で124件、被害総額は約1億3,000万円となっています。

特に、お子さんやお孫さんを装って現金を騙し取る「オレオレ詐欺」は、振り込め詐欺の中で最も多い手口であり、50歳代以上の方が多く被害に遭われています。

このオレオレ詐欺の犯人に騙されないためには、あらかじめ家族間で「合い言葉」を決めておくことが有効です。

これから、夏休みやお盆などで、ご家族や親族の方々が集まる機会に、 是非、振り込め詐欺のことを話題にして、お子さん・お孫さんと、ご両親・おじ いさん・おばあさんとの間で「合い言葉」を決めてください。

そして、こうした家族間のコミュニケーションによる予防策を地域にも浸透させてください。

北海道では、住みよい地域づくりを目指し「安全・安心どさんこ運動」を展開しています。

この機会に「家族の絆」、「地域の絆」を一層深め、振り込め詐欺の被害に遭わないようにしましょう。

平成21年7月28日

北海道知事 方格(13分)

北海道警察本部長 倉東 田 形、